

(紹介手数料の返還)

採用決定者が入社後 3 カ月以内に採用決定者本人の都合により退職した場合（採用決定者本人の責めに帰すべき事由により解雇された場合を含む。）、乙は受領した紹介手数料のうち、次の金額を甲に返還するものとする。ただし、採用決定者本人の都合による退職が、甲の労働関係諸法令に違反する行為に起因する場合、あるいは採用決定者本人に対し採用当初に提示した労働条件と現状とに著しい乖離があることに起因する場合は、紹介手数料の返還は行わない。

1. 入社後 1 カ月以内で退職した場合     : 紹介手数料の 70 % を返金する。
2. 入社後 3 か月以内で退職した場合     : 紹介手数料の 50 % を返金する。
3. 入社後 6 か月以内で退職した場合     : 紹介手数料の 10 % を返金する。
4. 入社後 6 か月以降の退職に関しては、手数料の返還は発生しない。